

# 中小企業者の方へ

## ～信用保証料補助制度のご利用を～

市では、市内中小企業者の経営安定や振興を図るため、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、神奈川県信用保証協会に支払う信用保証料を補助する制度を設けています。

▽対象 市内で商工業を営む中小企業者で、市中小企業事業資金を利用した方  
または、県中小企業制度融資の経営安定資金(売上減少等)を利用した方

▽補助額 神奈川県信用保証協会に払い込んだ保証料の全額。ただし、限度額は50万円(4月1日から限度額が30万円になる予定)。

市中小企業事業資金融資制度および利子補給については、下表を参照してください。

4. 3. 商工課 (☎235・48)

### 海老名市中小企業事業資金融資制度

資金名称	利用資格	種類	貸付限度額	貸付利率	貸付期間
中小企業事業資金	経営安定融資資金 ※小口資金	市内で1年以上の営業実績を有する中小企業者 ※中小企業者とは、資本金または出資金の額が3億円(小売業またはサービス業にあっては5000万円、卸売業にあっては1億円)以下の法人、または常時使用する従業員の数が300人(小売業にあっては50人、サービス業または卸売業にあっては100人)以下の法人もしくは個人	3000万円以内	1.1%	84月以内
		市内で1年以上の営業実績を有する中小企業者かつ中小企業信用保険法第2条第4項に定める特定中小企業者で、市長の認定を受けた者	1000万円以内	1.1%	60月以内
	創業等資金	市内で営業実績1年未満の中小企業者、または市内での創業予定者(1月以内に事業を開始または2月以内に新たに会社を設立し事業を開始する)で具体的な計画を有する者	1000万円以内	1.4%	60月以内

※小口資金利用対象者=従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者

### 利子補給金交付対象融資

融資区分	補給先	利子補給率	利子補給限度額	利子補給対象期間	利子補給対象借入金の範囲
海老名市中小企業事業資金	取扱金融機関	取扱金融機関との契約利率と中小企業者等の実負担利率との差引き利率	なし	融資した中小企業者等の返済開始から完了までの期間	なし
神奈川県経営安定融資(売上減少・緊急経済・利益減少)	中小企業者等	金融機関に支払った約定利率の50%以内。ただし、利子補給額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て	なし	約定利率を含め取扱金融機関に支払った月を含め24月以内	100万円以上3000万円以下
マル経融資(※1)	中小企業者等	金融機関に支払った約定利率の50%以内。ただし、利子補給額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て	なし	約定利率を含め取扱金融機関に支払った月を含め24月以内	1000万円以下

※1 商工会議所で経営指導を受けた中小企業者等に、無担保・無保証人で日本政策金融公庫が行う融資制度

新型インフルエンザの予防接種は、1月21日から希望する方全員が接種対象になっています。接種を希望する方は、かかりつけ医や最寄りの医療機関に予約をしてください。費用は自己負担となります。

なお、次の方は接種費用が免除となりますので、接種時に該当者であることが確認できるものを窓口で提示してください。

▽生活保護世帯の方：生活保護受給者証

## 新型インフル予防接種 すべての方が対象に

▽市民税非課税世帯の方：平成21年度課税証明書(本人の証明書、同証明書は市役所市民税課で発行。1通300円)。

※海老名市・座間市・綾瀬市・厚木市の契約医療機関では費用が免除になります。4市以外での接種は申請による費用の返金となります。詳しくは保健相談センターへお問い合わせください。

4. 同センター (☎235・7880)。

## 柏ヶ谷コミセン

### 4月以降の予約受付を開始

現在、大規模改修工事で休館中の柏ヶ谷コミセンは、4月から利用を再開します。

1日10時から同コミセンで予約の受け付けを開始します。

4月以降の施設利用は、4月 市民協働課 (☎235・4793)、同コミセン (☎231・7475)。

3月、4月の土曜開庁日						
が開庁日(8時30分～12時)						
3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
4月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

開庁する課 市民課・市民税課・保険年金課  
収納課・児童福祉課  
※学校教育課は太枠部分(=3月20日～4月3日)のみ

3月15日(木)までは、確定申告受付期間ですが、土曜開庁日には相談事務は行いません(ただし、書類受付のみ市民税課窓口で実施)。

★土曜開庁日には確定申告の相談事務は行いません

3月15日(木)までは、確定申告受付期間ですが、土曜開庁日には相談事務は行いません(ただし、書類受付のみ市民税課窓口で実施)。

4月1日(日)までは、軽自動車税の課税基準日です。軽自動車・オートバイの届け出は、4月10日・17日は実施しません。ご注意ください。

4. 9. 1. 8. 市民税課 (☎235・5930)。

市では、毎月第1・3土曜日の午前、市民課・保険年金課・児童福祉課・市民税課・収納課の窓口を開

市では、毎月第1・3土曜日の午前、市民課・保険年金課・児童福祉課・市民税課・収納課の窓口を開

3月20日～4月17日は土曜午前、毎週開庁します

窓口の混雑解消へ

市では、毎月第1・3土曜日の午前、市民課・保険年金課・児童福祉課・市民税課・収納課の窓口を開

これらの窓口は、住民異動の多い3月中旬から4月中旬にかけて、手続き増加などの影響で非常に混雑します。3月20日～4月17日の期間は、毎週土曜日の午前中開庁しますので、ご利用ください。

※5月以降は、平常どおり第1・3土曜日に開庁します。

学校教育課では、児童・生徒の転入転出事務などを土曜午前も取り扱います。

4. 6. 9. 7. 行政経営課 (☎235・4697)。

児童・生徒の転入転出は 3月20日～4月3日の土曜午前

## 軽自動車税変更の届け出

### 4月1日(日)までに手続きを

4月1日(日)までに必ず済ませてください。

届け出をしないまま次のような状態になっていないか、ご確認ください。

◇他人に譲った、あるいは盗難や紛失で手元がない

◇警察には「盗難届」を出したが、市役所には届け出をしていない

◇故障などで、もう乗れそうにない

これらに該当する場合は、すぐに廃車の手続きをしてください(手続先は下表参照)。

また、転入後、ほかの市町村のナンバープレートに付けたままの方も、変更手続きをしてください。

なお、納税通知書は5月上旬に発送します。

市民税課 (☎235・5930)。

### ○軽自動車変更等の手続き先

事由	届出名	持ち物
廃棄・処分をするとき 市外へ住所を変えるとき 市外の人に車両を譲るとき	廃車届	・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート
盗難にあったとき	廃車届	・印鑑 ・警察への盗難届の届出日と受理番号 ・標識交付証明書
市内の人に車両を譲るとき	名義変更届	・新、旧所有者の印鑑(または旧所有者からの譲渡証明書と新所有者の印鑑) ・標識交付証明書

  

車種	名称	所在地・電話番号
三輪・四輪の軽自動車(貨物・乗用660cc以下のもの) 二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)	軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所	愛川町中津字桜台4071-5 (三輪・四輪) ☎284・4550 (二輪) ☎285・1888
二輪の小型自動車(250cc超)	相模自動車検査登録事務所	愛川町中津字桜台7181 ☎050・5540・2037

☎(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です